

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務仕様書

本仕様書は、長野県知事阿部守一（以下「委託者」という。）が委託する産業廃棄物処理業務の仕様を定めるものであり、業務受託者（以下「受託者」という。）は本仕様書に基づき業務を行うものとする。

本仕様書に示されていない事項であっても、委託者が業務遂行上必要と認めた場合、受託者は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

1 業務名

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務

2 履行場所

長野県千曲川流域下水道事務所 備蓄倉庫（長野市真島町川合 1060-1）

3 目的

本業務は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守し、委託者が排出する産業廃棄物を受託者が収集・運搬し処分するものである。

4 履行期間

契約日から令和5年3月31日までとする。

ただし、備蓄倉庫からの搬出は令和4年12月28日までに完了させるものとする。

5 作業内容

(1) 産業廃棄物の種類

本業務における産業廃棄物の種類は混合廃棄物（紙くず、廃プラスチック類）とする。

(2) 処分方法は、焼却、破碎、圧縮・結束及び切断のいずれかの処分とすること。

(3) 受託者は、千曲川流域下水道事務所備蓄倉庫に集積された産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行う。

(4) 搬出及び分別は受託者において行い、産業廃棄物が梱包されている段ボールに住所地等が記載されている伝票ラベルが貼付されている場合は、これを剥がし、透明袋等にまとめた上、委託者に引き渡すものとする。

(5) 受託者は、排出された産業廃棄物を許可施設にて適正に処分する。

(6) 委託者から排出された廃棄物は他者から排出された廃棄物と混同して運搬しないこと。

(7) 集積された産業廃棄物は委託者の指示により搬出するものとし、委託者から産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）の交付を受けること。排出量はその都度検量及び記録し、廃棄物の種類別排出量を委託者へ報告すること。

(8) 産業廃棄物の搬出及び処理に係る手数料等の費用については、すべて受託者の負担とする。

6 予定排出量

産業廃棄物の種類	予 定 排 出 量	
	数量	単位
混合廃棄物（外包：段ボール、内容物：廃プラスチック類）	2 3 0	m 3

7 契約方法

上記6の予定排出量から算定される総価契約とする。

8 入札書の内訳書の提出について

落札者は、入札書に記載した金額の積算根拠となる、産業廃棄物の種類、数量及び単価等の項目を記した内訳書を、契約締結までに委託者に提出すること。